

制定	平成14年	1月18日	近運旅二公示第7号
改正	平成17年	4月28日	近運自二公示第13号
改正	平成18年	1月18日	近運自二公示第53号
改正	平成18年	3月30日	近運自二公示第65号
改正	平成20年	6月13日	近運自二公示第10号
改正	平成21年	3月11日	近運自二公示第75号
改正	平成24年	1月30日	近運自二公示第38号
改正	平成26年	1月27日	近運自二公示第45号
改正	平成28年	12月20日	近運自二公示第37号
改正	令和元年	8月1日	近運自二公示第13号
改正	令和2年	12月24日	近運自二公示第30号
改正	令和6年	5月21日	近運自二公示第11号

公 示

個人タクシー事業の許可申請書等様式について

個人タクシー事業の経営許可等申請書の様式を下記のとおり定めたので公示する。

令和6年5月21日

近畿運輸局長 日笠 弥三郎



記

1. 個人タクシー事業経営許可申請書
別紙のとおり
2. 個人タクシー事業譲渡譲受認可申請書
別紙のとおり

附 則

1. この公示は、平成14年2月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。
2. 平成2年12月1日付け近運旅二公示第43号「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）の免許申請書様式について」は、平成14年1月31日限りで廃止する。

附 則

この公示は、平成17年4月28日以降に申請を受け付けたものから適用する。

- 附 則
この公示は、平成18年 2月 1日以降に申請を受け付けたものから適用する。
- 附 則
この公示は、平成18年 3月30日以降に申請を受け付けたものから適用する。
- 附 則
この公示は、平成20年 6月14日以降に申請を受け付けたものから適用する。
- 附 則
この公示は、平成21年 3月11日以降に申請を受け付けたものから適用する。
- 附 則
この公示は、平成24年 4月 1日以降に申請を受け付けたものから適用する。
- 附 則
この公示は、平成26年 1月27日以降に申請を受け付けたものから適用する。
- 附 則
この公示は、平成28年12月28日以降に申請を受け付けたものから適用する。
- 附 則
この公示は、令和元年 8月 1日以降に申請を受け付けたものから適用する。
- 附 則
この公示は、令和3年 1月 1日以降に申請を受け付けたものから適用する。
- 附 則
この公示は、令和6年 4月 1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

整理番号	若年	車庫未確保
※		その他経歴

個人タクシー事業経営許可申請書

支局受付印	局受付印
※	※

ふりがな 氏名	
電話番号	
所属団体名 電話番号	(事務取扱担当者) _____

※欄は記入しないこと。

添付書類

1. 道路運送法施行規則第6条第1項第7号に掲げる書類
(個人タクシー事業を営業する書面)
2. 道路運送法第7条及び法令遵守状況に係る宣誓書
3. 事業開始に要する資金及びその調達方法並びに資産目録
4. 履歴書及び戸籍抄本
5. その他
「個人タクシー事業の許可、譲渡譲受認可及び相続認可等申請に関する審査基準について」
(平成14年1月18日付け制定 近畿運輸局長公示) に定める書類等
 - (1) 事業施設概要書 [営業所 (主たる事務所) ・住居]
 - (2) 事業施設概要書 (自動車車庫)
 - (3) 使用車両明細書
 - (4) 健康診断書
 - (5) 適性診断を受診したことを証する書面
 - (6) 運転記録証明書 (自動車安全運転センターで発行されたもので、証明期間が5年間のもの)
 - (7) 無事故無違反証明書 (自動車安全運転センターで発行されたもの)
※年齢が35歳未満の者に限る。
 - (8) 管理運営体制についての挙証資料
※審査基準Ⅱ. による許可申請の場合に限る。
 - (9) 官製はがき (2枚)
※申請後試験を受験する者に限る。

- ※1. 申請書は、正本、副本及び控 (申請者用) の3部を作成し、正本及び副本は申請する営業区域を管轄する運輸支局輸送部門、輸送・監査部門又は企画輸送・監査部門 (兵庫県については、神戸運輸監理部兵庫陸運部輸送部門) へ提出して下さい。
2. 申請内容の変更 (車庫未確保を除く) は基本的にできませんので、特に留意して下さい。

1. 道路運送法施行規則第6条第1項第7号に掲げる書類

(個人タクシー事業を営業する書面)

個人タクシー事業経営許可申請を行いました。が、本事業の経営は、事業用自動車を私が自ら運転し営業するものであり、営業のために他人に運転させるものではありません。

年 月 日

氏 名 _____

2. 道路運送法第7条及び法令遵守状況に係る宣誓書

宣 誓 書

1. 道路運送法第7条(欠格事由)の各号には該当しておりません。

2. 申請日以前5年間に、次に掲げる処分を受けたことはありません。また、過去

にもこれらの処分を受けたことはありません。

年 月 日に の処分を受けましたが、年 月 日に処分期間を終了しています。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)又は貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)の違反による輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限(禁止)の処分
- (2) 道路交通法(昭和35年法律第105号)の違反による運転免許の取消し処分
- (3) タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)に基づく登録の取消し処分及びこれに伴う登録の禁止処分
- (4) 自動車運転代行の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)の違反による営業の停止命令又は営業の廃止命令の処分
- (5) 刑法(明治40年法律第45号)、暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)、覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)、売春防止法(昭和31年法律第118号)、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)、その他これらに準ずる法令の違反による処分
- (6) 自らの行為により、その雇用主が受けた道路運送法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)に基づく輸送施設の使用停止以上の処分
- (7) 一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において、当該取消処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に運行管理者であった者として受けた道路運送法第23条の3の規定による運行管理者資格者証の返納命令の処分

3. 申請日以前3年間、道路交通法の違反(同法の違反であって、その原因となる行為をいう。)がなく、運転免許の効力の停止を受けていません(ただし、申請日の1年前以前において、点数(同法の違反により付される点数をいう。)が1点付されることとなる違反があった場合、又は点数が付されない違反があった場合のいずれか1回に限っては、違反がないものとみなす。)

4. 上記2.又は3.の違反により現に公訴を提起されておられません。

上記のとおり宣誓いたします。

なお、宣誓日以降処分日までの間に上記に掲げる処分等を受けた場合又は道路交通法の違反があった場合には、直ちに報告いたします。

年 月 日

氏 名 _____

3. 事業開始に要する資金及びその調達方法並びに資産目録

事業開始に要する資金

区 分		金 額 (円)	備 考
設 備	土 地 費		車庫の確保のために必要な金額 借入は、保証金+2か月分
	建 物 費		
備 小 計			
	車 両 費		車両①一括払いは、全額 ②分割は、頭金+2か月分 ③リースは、1年分
機 械 工 具 費			
資 金	什 器 備 品 費		その他の項目は、全額を記入
小 計			70万円以上に定めています。
設 備 資 金 計			
保 險 料	自動車損害賠償責任保険		保険期間は12ヶ月分以上を記入
	任 意 保 險		旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客 その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じ ておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告 示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に加 入する必要があります。
	協同組合事故共済		
保 險 料 計			
運 転 資 金	公 租 公 課		上記以外で、事業開始に際して必要 なものを記入
	燃 料 ・ 油 脂 ・ 修 繕 費		
	そ の 他 経 費		
運 転 資 金 計			70万円以上に定めています。
合 計			

(注) ①備考欄の指示に従って記入して下さい。

②明細のある項目は、明細表を添付して下さい。

調達方法及び資産目録

区 分		金 額 (円)	備 考		
不 動 産	土 地				
	建 物				
	その他の不動産				
不 動 産 計					
動 産	預 貯 金	定		預貯金の残高証明書を添付 後日、年月日を指定して、再度証明書を提出	
		期			
		普			
		通			
		通			
	預 貯 金 計				
	退 職 金 (予 定 額)				退職金支給予定額の証明書を添付
	有 価 証 券 等				現金、小切手、手形、生命保険関係等は事業開始資金として充当できません。
		有 価 証 券 等 計			
そ の 他 の 動 産					
動 産 計					
資 産 合 計					

(注) 上記資産のうち、事業開始資金に充当する金額を () 書きにしてください。

4. 履歴書及び戸籍抄本

(ふりがな)						性別		
氏名						男・女		
本籍地		都・道・府・県						
現住所								
生年月日		年 月 日生		年 齢		満 歳 カ月		
運転免許	第1種	大型 中型 普通		年 月 日		第2種	大型 中型 普通	
				年 月 日				

- (注) ①申請日現在の満年齢を記入して下さい。
 ②戸籍抄本及び写真(正面上半身)を添付して下さい。
 ③運転免許証の写しを添付して下さい。

	勤務先	務在	先地	職種	就職年月日			勤続年数	
					年	月	日		
職					自	年	月	日	年 月 (:)
					至	年	月	日	年 月 (:)
					自	年	月	日	年 月 (:)
					至	年	月	日	年 月 (:)
					自	年	月	日	年 月 (:)
歴					自	年	月	日	年 月 (:)
					至	年	月	日	年 月 (:)

(注) ①職歴を、申請日を含み申請日前25年間の内、職歴について、新しいものから順次記入して下さい。

②勤務先は、雇用されていた会社等の名称を記入して下さい。

③所在地は、市区町村単位（例：大阪市中央区、大阪府茨木市）まで記入して下さい。

④職種は、運転手、事務員、セールスなど詳しく記入して下さい。

⑤自動車の運転を職種とした期間については、次の証明書を試験合格後、指定する期日までに提出して下さい。

(1) 在職証明書は、雇用主に証明してもらって下さい（代表者印を押印）。

(2) 在職証明書には、就職年月日、退職年月日、自動車の運転をした期間、タクシー・ハイヤーの運行管理者又は整備管理者として勤務した期間（選任届を提出したものに限り）及び運転した自動車の種類を明記して下さい。

(3) タクシー・ハイヤー以外の運転職歴がある場合は、日本年金機構が発行する被保険者記録照会回答票（申請日前25年間が確認できるもの）。

⑥勤続年数欄の（ : ）には、一般旅客自動車運送事業以外で勤務した期間の1/2に換算した年数を記入して下さい。

(例) 国土交通トラック株式会社 大阪市中央区	トラック 運転手	自H11年 4月 1日 至H14年 1月31日	2年10月 (1:5)
----------------------------	-------------	----------------------------	----------------

家	氏 名	続 柄	年 齢	職 業
				歳
族				

(注) 家族（同居している者）全員について記入して下さい。

5. その他

5 - (1) 事業施設概要書〔営業所（主たる事務所）・住居〕

位 置 (所在地)					
区 分	1. 自己所有 2. 借り入れ (所有者) _____				
居住期間	現住居に、 _____年____月から満_____年____カ月間居住している。				
施 設	営業所の表示（看板）は、 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 10px;"> 1. 掲出する。 2. 掲出できない。(理由 _____) </td> </tr> </table> 電話は、 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 10px;"> 1. ある。TEL _____ 2. 現在申し込んでいる。(_____年____月頃設置の見込みである) 3. その他。(_____) </td> </tr> </table>	{	1. 掲出する。 2. 掲出できない。(理由 _____)	{	1. ある。TEL _____ 2. 現在申し込んでいる。(_____年____月頃設置の見込みである) 3. その他。(_____)
{	1. 掲出する。 2. 掲出できない。(理由 _____)				
{	1. ある。TEL _____ 2. 現在申し込んでいる。(_____年____月頃設置の見込みである) 3. その他。(_____)				

(注) ①位置は、住民票・建物登記簿（発行後3か月以内のもの）の表示を確認し、該当する番号を○で囲んで下さい。

②住民票及び建物の登記簿抄本（自己所有）又は賃貸借契約書（借入）を添付して下さい。

③住民票と建物の登記簿抄本又は賃貸借契約の表示が異なるときは、同一地であることの証明書等（宣誓書）が必要です。

④使用権原について、賃貸借契約書の契約期間は1年以上とする。但し、契約期間が1年未満であっても、期間満了時に自動的に契約が更新されるものは、権原を有するものとしてみなします。

⑤附近の見取り図を添付して下さい。

⑥営業所施設の写真を貼付して下さい。（建物全景、建物出入口、営業所の部屋全体）

5 - (2) 事業施設概要書 (自動車車庫)

位置 (所在地)		車庫 専用部分	号	1. 有蓋 2. 無蓋
区分	1. 自己所有 2. 借入済 3. 申請後借入 4. その他 ()			
立地条件	営業所 (自宅) と自動車車庫は、 (測定方法 _____)			
	1. 通常の経路で _____ m である。 2. 直線で _____ m である。			

- (注) ①位置は、登記簿の謄本 (自己所有) 又は賃貸借契約書の表示を確認して記入して下さい。
 ②該当する番号を○で囲んで下さい。
 ③土地・建物の登記簿抄本 (自己所有) 又は賃貸借契約書 (借入) を添付して下さい。
 ④賃貸借契約書には、位置 (車庫専用部分を明記)、面積、契約期間、賃貸借料、契約当事者名を必ず記入して下さい。
 ⑤使用権原について、賃貸借契約書の契約期間は1年以上とする。但し、契約期間が1年未満であっても、期間満了時に自動的に契約が更新されるものは、権原を有するものとしてみなします。
 ⑥附近の見取り図を添付して下さい。
 ⑦新設及び改造の場合は、見積書及び工事請負契約書 (又は請書) を添付して下さい。
 ⑧営業所 (自宅) と車庫の位置を明示した縮尺の入った地図を添付して下さい。 (通勤経路を朱書きすること)

面積	間口 _____ m	奥行 _____ m	面積 _____ m ²
規模等	規模 <ul style="list-style-type: none"> 1. 単独車庫 2. 個人タクシー専用共同車庫 (総数 _____ 両の内既免許 _____ 両) 3. 共同車庫 (総数 _____ 両の内既免許 _____ 両) 		
	出入口 <ul style="list-style-type: none"> 1. 扉あり 2. 扉なし 3. その他 () 	仕切り	<ul style="list-style-type: none"> 1. 線引き 2. ブロック 3. その他 ()
	電 燈 <ul style="list-style-type: none"> 1. あり 2. なし 3. その他 () 	水道	<ul style="list-style-type: none"> 1. あり 2. なし 3. その他 ()

- (注) ①平面図 (間口、奥行の寸法を記入し、出入口及び前面道路の幅員を含む位置関係がわかるもの) を添付して下さい。
 ②該当する番号を○で囲んで下さい。
 ③車庫施設の写真を貼付して下さい。 (専有部分、車庫全体)
 ④共同車庫の場合、全体図を添付して下さい。

前 面 道 路	公道	1. 国道 道路名 _____ 幅員 _____ m である。 2. 府県道 道路名 _____ 幅員 _____ m である。 3. 市道 幅員 _____ m 4. その他 幅員 _____ m	で、タクシー車両の通行に 1. 支障がない。 2. 支障がある。
	私道	幅員 _____ m、通行の承諾が 接続する公道 幅員 _____ m、タクシー車両の通行に	1. ある。 2. ない。 1. 支障がない。 2. 支障がある。

- (注) ①該当する番号を○で囲んで下さい。
- ②国道、府県道については、道路名を記入して下さい。
- ③市道、その他の公道については、道路の幅員証明書又は車両制限令に抵触しない旨の証明書を添付して下さい。(私道に接続する公道を含む)
- ④私道については、通行についての使用権原を証する書類(通行承諾書)を添付して下さい。公道までの私道区間と所有者がわかる平面図も併せて添付して下さい。
- ⑤前面道路の写真を貼付して下さい。(前面道路全体、車庫出入口、私道の場合は申請車両同等程度を置いた状態)

宣 誓 書

道路運送法第5条第1項第3号に規定する事業計画のうち自動車車庫については、建築基準法(昭和25年法律第201号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)、消防法(昭和23年法律第186号)、農地法(昭和27年法律第229号)等の関係法令に抵触しないことを宣誓いたします。

年 月 日

氏 名 _____

5 - (3) 使用車両明細書

車名 _____	型式 _____	年式 _____	車色 _____
購入価格 _____円	購入方法	1. 現金	
		2. リース	
		3. 月賦 頭金 _____円	残り _____回払
電子地図等機器の備え付け			
平成14年1月18日付け近畿運輸局公示「個人タクシー事業の許可、譲渡譲受認可及び相続認可等申請に関する審査基準について」I. 7. (2) ①～③に掲げる機能を有する機器			
を備えて	1. ある（備える見込みがある。）。		
	2. ない。		

(注) ①該当する番号を○で囲んで下さい。

②自動車売買契約書等は、試験合格後、指定する期日までに提出して下さい。

5 - (4) 健康診断書

医 療 機 関 名	個人タクシーの営業に支障がない健康状態に (胸部疾患、心臓疾患、血圧障害、その他) { 1. ある。 2. ない。

(注) ①医療機関名を記入し、該当する番号を○で囲んで下さい。

②申請日前6か月以内に医療提供施設において受診した健康診断書を添付して下さい。

5 - (5) 適性診断を受診したことを証する書面

受 診 機 関 名	個人タクシーの営業に支障がない状態に { 1. ある。 2. ない。

(注) ①適性診断は、独立行政法人自動車事故対策機構等において適性診断を受診して下さい。

②申請日前1年以内に独立行政法人自動車事故対策機構等で適性診断を受診したことを証する書面を添付して下さい。

5 - (6) 運転記録証明書

(注) 運輸局が指定する期間に自動車安全運転センターで発行されたもので証明期間が5年間のものを、試験合格後、指定する期日までに提出して下さい。

5 - (7) 無事故無違反証明書 (年齢が35歳未満の者に限る)

(注) 運輸局が指定する期間に自動車安全運転センターで発行されたもので、試験合格後、指定する期日までに提出して下さい。

5 - (8) 管理運営体制についての挙証資料 (審査基準Ⅱ. による許可申請の場合に限る。)

①申請日現在の年齢が75歳未満 (ア又はイ)

ア 申請する営業区域が属する府県内に営業所を設置している法人タクシー事業者 (以下「連携事業者」という。) による運行管理を受ける体制の整備、連携事業者との業務提携又は連絡体制の構築がなされていることを挙証するもの

イ 申請する営業区域が属する府県内の個人タクシー事業者団体又は申請日以前に所属していた個人タクシー事業者団体との連絡体制の構築がなされていることを挙証するもの

②申請日現在の年齢が75歳以上

連携事業者による運行管理を受ける体制の整備がなされていることを挙証するもの

5 - (9) 官製はがき (2枚) (申請後試験を受験する者に限る。)

(注) はがきの表には住所、氏名を記入して下さい。

整理番号	若年	車庫未確保
※		その他経歴

個人タクシー事業譲渡譲受認可申請書

支局受付印	局受付印
※	※

ふりがな 譲受人氏名	
電話番号	
所属団体名 電話番号	(事務取扱担当者) _____

※欄は記入しないこと。

年 月 日

近畿運輸局長

殿

譲渡人

住所

氏名

譲受人

住所

氏名

個人タクシー事業譲渡譲受認可申請書

道路運送法第36条及び道路運送法施行規則第22条の規定により、次のとおり申請します。

記

1. 譲渡人の住所氏名

住 所

氏 名

名 称

2. 譲受人の住所氏名

住 所

氏 名

名 称

3. 事業の種別

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）

4. 許可の種別

Ⅰ. 人口が概ね30万人以上の都市を含む営業区域等における許可

Ⅱ. 人口が概ね30万人以上の都市を含まない営業区域等における許可

5. 譲渡及び譲受しようとする事業の種別及び営業区域

6. 譲渡価格

7. 譲渡及び譲受しようとする時期

8. 譲渡及び譲受を必要とする理由

9. 添付書類

- (1) 譲渡譲受契約書の写し
- (2) 譲渡及び譲受価格の明細書
- (3) 事業開始に要する資金及びその調達方法並びに資産目録（譲受人）
- (4) 履歴書及び戸籍抄本（譲受人）
- (5) 道路運送法施行規則第6条第1項第7号に掲げる書類（譲受人）
（個人タクシー事業を営業する書面）
- (6) 道路運送法第7条及び法令遵守に係る宣誓書（譲受人）
- (7) その他
「個人タクシー事業の許可、譲渡譲受認可及び相続認可等申請に関する審査基準について」
（平成14年1月18日付け制定 近畿運輸局長公示）に定める書類等
 - ①譲渡人の運転免許証の写し
 - ②譲渡人の健康診断書
 - ③事業計画新旧対照表
 - ④事業施設概要書〔営業所（主たる事務所）・住居〕
 - ⑤事業施設概要書（自動車車庫）
 - ⑥使用車両明細書
 - ⑦譲受人の健康診断書
 - ⑧譲受人の適性診断を受診したことを証する書面
 - ⑨譲受人の運転記録証明書（自動車安全運転センターで発行されたもので証明期間が5年間のもの）
 - ⑩譲受人の無事故無違反証明書（自動車安全運転センターで発行されたもの）
※年齢が35歳未満の者に限る。
 - ⑪管理運営体制についての挙証資料
※審査基準Ⅱ.による申請の場合に限る。
 - ⑫官製はがき（2枚）
※申請後試験を受験する者に限る。
 - ⑬許可書等の写し

- ※1. 申請書は、正本、副本及び控（申請者用）の3部を作成し、正本及び副本は申請する営業区域を管轄する運輸支局輸送部門、輸送・監査部門又は企画輸送・監査部門（兵庫県については、神戸運輸監理部兵庫陸運部輸送部門）へ提出して下さい。
2. 申請内容の変更（車庫未確保を除く）は基本的にできませんので、特に留意して下さい。

9 - (1) 譲渡譲受契約書の写し

(注) 譲渡譲受契約書の写しを添付して下さい。

9 - (2) 譲渡及び譲受価格の明細書

総 額 円

内 訳

1. 事業用自動車

登 録 番 号	車 名	年 式	定 員	金 額
		年式	名	円

2. 機械工具

区 分	金 額	備 考
	円	
小 計		

3. 什器備品

区 分	金 額	備 考
	円	
小 計		

9 - (3) 事業開始に要する資金及びその調達方法並びに資産目録

事業開始に要する資金

区 分		金 額 (円)	備 考
設 備	土 地 費		車庫の確保のために必要な金額 借入は、保証金+2か月分
	建 物 費		
資 金	小 計		
	車 両 費		車両①一括払いは、全額 ②分割は、頭金+2か月分 ③リースは、1年分
機 械 工 具 費			
金	什 器 備 品 費		その他の項目は、全額を記入
	小 計		
設 備 資 金 計			50万円以上に定めています。
保 險 料	自動車損害賠償責任保険		保険期間は12ヶ月分以上を記入 旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客 その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じ ておくべき措置の基準を定める告示（平成17年国土交通省告 示第503号）で定める基準に適合する任意保険又は共済に加入 することが必要です。
	任 意 保 險		
	協同組合事故共済		
保 險 料 計			
運 転 資 金	公 租 公 課		上記以外で、事業開始に際して必要 なものを記入
	燃 料 ・ 油 脂 ・ 修 繕 費		
	そ の 他 経 費		
運 転 資 金 計			70万円以上に定めています。
合 計			

(注) ①備考欄の指示に従って記入して下さい。

②明細のある項目は、明細表を添付して下さい。

調達方法及び資産目録

区 分		金 額 (円)	備 考		
不 動 産	土 地				
	建 物				
	その他の不動産				
不 動 産 計					
動 産	預 期 貯 金	定		預貯金の残高証明書を添付 後日、年月日を指定して、再度証明書を提出	
	普 通 金				
	預 貯 金 計				
	退 職 金 (予 定 額)				退職金支給予定額の証明書を添付
	有 価 証 券 等				現金、小切手、手形、生命保険関係等は事業開始資金として充当できません。
有 価 証 券 等 計					
そ の 他 の 動 産					
動 産 計					
資 産 合 計					

(注) 上記資産のうち、事業開始資金に充当する金額を () 書きにしてください。

- (注) ①職歴を、申請日を含み申請日前25年間の内、職歴について、新しいものから順次記入して下さい。
- ②勤務先は、雇用されていた会社等の名称を記入して下さい。
- ③所在地は、市区町村単位（例：大阪市中央区、大阪府茨木市）まで記入して下さい。
- ④職種は、運転手、事務員、セールスなど詳しく記入して下さい。
- ⑤自動車の運転を職種とした期間については、次の証明書を試験合格後、指定する期日までに提出して下さい。
- (1) 在職証明書は、雇用主に証明してもらって下さい（代表者印を押印）。
- (2) 在職証明書には、就職年月日、退職年月日、自動車の運転をした期間、タクシー・ハイヤーの運行管理者又は整備管理者として勤務した期間（選任届を提出したものに限り）及び運転した自動車の種類を明記して下さい。
- (3) タクシー・ハイヤー以外の運転職歴がある場合は、日本年金機構が発行する被保険者記録照会回答票（申請日前25年間で確認できるもの）。
- ⑥勤続年数欄の（ : ）には、一般旅客自動車運送事業以外で勤務した期間の1/2に換算した年数を記入して下さい。

(例) 国土交通トラック株式会社 大阪市中央区	トラック 運転手	自H11年 4月 1日 至H14年 1月31日	2年10月 (1:5)
----------------------------	-------------	----------------------------	----------------

氏 名	続 柄	年 齢	職 業
家			
族			

(注) 家族（同居している者）全員について記入して下さい。

9 - (5) 道路運送法施行規則第6条第1項第7号に掲げる書類
(個人タクシー事業を営業する書面)

個人タクシー事業譲渡譲受認可申請を行いました。が、本事業の経営は、事業用自動車を私が自ら運転し営業するものであり、営業のために他人に運転させるものではありません。

年 月 日
氏 名 _____

9 - (6) 道路運送法第7条及び法令遵守状況に係る宣誓書

宣 誓 書

1. 道路運送法第7条(欠格事由)の各号には該当していません。
2. 申請日以前5年間に、次に掲げる処分を受けたことはありません。また、過去
[にもこれらの処分を受けたことはありません。
年 月 日に の処分を受けましたが、 年 月 日に処分期間を終了しています。
(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)又は貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)の違反による輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限(禁止)の処分
(2) 道路交通法(昭和35年法律第105号)の違反による運転免許の取消し処分
(3) タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)に基づく登録の取消し処分及びこれに伴う登録の禁止処分
(4) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)の違反による営業の停止命令又は営業の廃止命令の処分
(5) 刑法(明治40年法律第45号)、暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)、覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)、売春防止法(昭和31年法律第118号)、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)、その他これらに準ずる法令の違反による処分
(6) 自らの行為により、その雇用主が受けた道路運送法、貨物自動車運送事業法、タクシー業務適正化特別措置法又は特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)に基づく輸送施設の使用停止以上の処分
(7) 一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受けた事業者において、当該取消処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に運行管理者であった者として受けた道路運送法第23条の3の規定による運行管理者資格者証の返納命令の処分
3. 申請日以前3年間、道路交通法の違反(同法の違反であって、その原因となる行為をいう。)がなく、運転免許の効力の停止を受けていません(ただし、申請日の1年前以前において、点数(同法の違反により付される点数をいう。)が1点付されることとなる違反があった場合、又は点数が付されない違反があった場合のいずれか1回に限っては、違反がないものとみなす。)
4. 上記2.又は3.の違反により現に公訴を提起されていません。

上記のとおり宣誓いたします。

なお、宣誓日以降処分日までの間に上記に掲げる処分等を受けた場合又は道路交通法の違反があった場合には、直ちに報告いたします。

年 月 日
氏 名 _____

9 - (7) その他

9 - (7) ①譲渡人の運転免許証の写し

(注) 申請日現在において、有効な第二種運転免許証の写しを添付して下さい。

9 - (7) ②譲渡人の健康診断書等

(注) 年齢が満65歳未満で、傷病等により事業を自ら遂行できない正当な理由がある場合に添付して下さい。

9 - (7) ③事業計画新旧対照表

		新		旧	
主たる事務所の位置					
営業所	位置				
	名称				
車庫	位置				
	収容能力	m ²	有蓋・無蓋	m ²	有蓋・無蓋
事業用自動車数		1両		1両	

(注) 変更部分について、新事業計画欄は朱書して下さい。

9 - (7) ④事業施設概要書〔営業所（主たる事務所）・住居〕

位 置 (所在地)					
区 分	1. 自己所有 2. 借り入れ (所有者) _____				
居住期間	現住居に、 _____年_____月から満_____年_____カ月間居住している。				
施 設	営業所の表示（看板）は、 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 10px;"> 1. 掲出する。 2. 掲出できない。(理由 _____) </td> </tr> </table> 電話は、 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 10px;"> 1. ある。 Tel _____ 2. 現在申し込んでいる。(_____年_____月頃設置の見込みである) 3. その他。(_____) </td> </tr> </table>	{	1. 掲出する。 2. 掲出できない。(理由 _____)	{	1. ある。 Tel _____ 2. 現在申し込んでいる。(_____年_____月頃設置の見込みである) 3. その他。(_____)
{	1. 掲出する。 2. 掲出できない。(理由 _____)				
{	1. ある。 Tel _____ 2. 現在申し込んでいる。(_____年_____月頃設置の見込みである) 3. その他。(_____)				

(注) ①位置は、住民票・建物登記簿（発行後3か月以内のもの）の表示を確認し、該当する番号を○で囲んで下さい。

②住民票及び建物の登記簿抄本（自己所有）又は賃貸借契約書（借入）を添付して下さい。

③住民票と建物の登記簿抄本又は賃貸借契約の表示が異なるときは、同一地であることの証明書等（宣誓書）が必要です。

④使用権原について、賃貸借契約書の契約期間は1年以上とする。但し、契約期間が1年未満であっても、期間満了時に自動的に契約が更新されるものは、権原を有するものとしてみなします。

⑤附近の見取り図を添付して下さい。

⑥営業所施設の写真を貼付して下さい。(建物全景、建物出入口、営業所の部屋全体)

9 - (7) ⑤事業施設概要書 (自動車車庫)

位置 (所在地)		車庫 専用部分	号	1. 有蓋 2. 無蓋
区分	1. 自己所有 2. 借入済 3. 申請後借入 4. その他 ()			
立地条件	営業所 (自宅) と自動車車庫は、 (測定方法 _____)			
	1. 通常の経路で _____ m である。 2. 直線で _____ m である。			

- (注) ①位置は、登記簿の謄本 (自己所有) 又は賃貸借契約書の表示を確認して記入して下さい。
 ②該当する番号を○で囲んで下さい。
 ③土地・建物の登記簿抄本 (自己所有) 又は賃貸借契約書 (借入) を添付して下さい。
 ④賃貸借契約書には、位置 (車庫専用部分を明記)、面積、契約期間、賃貸借料、契約当事者名を必ず記入して下さい。
 ⑤使用権原について、賃貸借契約書の契約期間は3年以上とする。但し、契約期間が3年未満であっても、期間満了時に自動的に契約が更新されるものは、権原を有するものとしてみなします。
 ⑥附近の見取り図を添付して下さい。
 ⑦新設及び改造の場合は、見積書及び工事請負契約書 (又は請書) を添付して下さい。
 ⑧営業所 (自宅) と車庫の位置を明示した縮尺の入った地図を添付して下さい。 (通勤経路を朱書きすること)

面積	間口 _____ m	奥行 _____ m	面積 _____ m ²
規模等	規模 <ul style="list-style-type: none"> 1. 単独車庫 2. 個人タクシー専用共同車庫 (総数 _____ 両の内既免許 _____ 両) 3. 共同車庫 (総数 _____ 両の内既免許 _____ 両) 	仕切り <ul style="list-style-type: none"> 1. 線引き 2. ブロック 3. その他 () 	水道 <ul style="list-style-type: none"> 1. あり 2. なし 3. その他 ()
	出入口 <ul style="list-style-type: none"> 1. 扉あり 2. 扉なし 3. その他 () 		
	電燈 <ul style="list-style-type: none"> 1. あり 2. なし 3. その他 () 		

- (注) ①平面図 (間口、奥行の寸法を記入し、出入口及び前面道路の幅員を含む位置関係がわかるもの) を添付して下さい。
 ②該当する番号を○で囲んで下さい。
 ③車庫施設の写真を貼付して下さい。 (専有部分、車庫全体)
 ④共同車庫の場合、全体図を添付して下さい。

前 面 道 路	公道	1. 国道 道路名 _____ 幅員 _____ m である。 2. 府県道 道路名 _____ 幅員 _____ m である。 3. 市道 幅員 _____ m 4. その他 幅員 _____ m	で、タクシー車両の通行に 1. 支障がない。 2. 支障がある。
	私道	幅員 _____ m、通行の承諾が 1. ある。 2. ない。	接続する公道 幅員 _____ m、タクシー車両の通行に 1. 支障がない。 2. 支障がある。

(注) ①該当する番号を○で囲んで下さい。

②国道、府県道については、道路名を記入して下さい。

③市道、その他の公道については、道路の幅員証明書又は車両制限令に抵触しない旨の証明書を添付して下さい。(私道に接続する公道を含む)

④私道については、通行についての使用権原を証する書類(通行承諾書)を添付して下さい。公道までの私道区間と所有者がわかる平面図も併せて添付して下さい。

⑤前面道路の写真を貼付して下さい。(前面道路全体、車庫出入口、私道の場合は申請車両同等程度を置いた状態)

宣 誓 書

道路運送法第5条第1項第3号に規定する事業計画のうち自動車車庫については、建築基準法(昭和25年法律第201号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)、消防法(昭和23年法律第186号)、農地法(昭和27年法律第229号)等の関係法令に抵触しないことを宣誓いたします。

年 月 日

氏 名 _____

9 - (7) ⑥使用車両明細書

車名 _____	型式 _____	年式 _____	車色 _____
購入価格 _____円	購入方法	1. 現金 2. リース 3. 月賦 頭金 _____円 残り _____回払	
電子地図等機器の備え付け 平成14年1月18日付け近畿運輸局公示「個人タクシー事業の許可、譲渡譲受認可及び相続認可等申請に関する審査基準について」I. 7. (2) ①～③に掲げる機能を有する機器			
を備えて	1. ある（備える見込みがある。） 2. ない。		

(注) 該当する番号を○で囲んで下さい。

9 - (7) ⑦譲受人の健康診断書

医療機関名	個人タクシーの営業に支障がない健康状態に (胸部疾患、心臓疾患、血圧障害、その他)
	1. ある。 2. ない。

(注) ①医療機関名を記入し、該当する番号を○で囲んで下さい。

②申請日前6か月以内に医療提供施設において受診した健康診断書を添付して下さい。

9 - (7) ⑧譲受人の適性診断を受診したことを証する書面

受診機関名	個人タクシーの営業に支障がない状態に
	1. ある。 2. ない。

(注) ①適性診断は、独立行政法人自動車事故対策機構等において適性診断を受診して下さい。

②申請日前1年以内に独立行政法人自動車事故対策機構等で適性診断を受診したことを証する書面を添付して下さい。

9 - (7) ⑨譲受人の運転記録証明書

(注) 運輸局が指定する期間に自動車安全運転センターで発行されたもので証明期間が5年間のものを、試験合格後、指定する期日までに提出して下さい。

9 - (7) ⑩譲受人の無事故無違反証明書 (年齢が35歳未満の者に限る)

(注) 運輸局が指定する期間に自動車安全運転センターで発行されたもので、試験合格後、指定する期日までに提出して下さい。

9 - (7) ⑪管理運営体制についての挙証資料（審査基準Ⅱ.による申請の場合に限る。）

ア 申請日現在の年齢が75歳未満（a又はb）

a 申請する営業区域が属する府県内に営業所を設置している法人タクシー事業者（以下「連携事業者」という。）による運行管理を受ける体制の整備、連携事業者との業務提携又は連絡体制の構築がなされていることを挙証するもの

b 申請する営業区域が属する府県内の個人タクシー事業者団体又は申請日以前に所属していた個人タクシー事業者団体との連絡体制の構築がなされていることを挙証するもの

イ 申請日現在の年齢が75歳以上

連携事業者による運行管理を受ける体制の整備がなされていることを挙証するもの

9 - (7) ⑫官製はがき（2枚）（申請後試験を受験する者に限る。）

（注）はがきの表には住所、氏名を記入して下さい。

9 - (7) ⑬許可書等の写し

（注）①許可書又は免許状の写し及び譲渡譲受の場合は認可書の写しを添付して下さい。

②直近の許可等に付された期限の更新の通知書の写しを添付して下さい。